平成２９年（フ）第１４９号
静岡県浜松市北区細江町気賀284番地の１ＫＯＨＯＫＵ　ＭＴＹ　Ｂ―101号
債務者　山口真早美
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１４０３号
大阪市平野区加美東３丁目４番27号、前住所大阪市平野区加美東３丁目10番６―908号
債務者　田中　勝正
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６６６号
大阪府豊中市上野西１―５―19―102　若生方、住民票上の住所大阪府豊中市螢池南町２丁目11番８―303号
債務者　松井みどり（旧姓林田）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３８５号
栃木県宇都宮市平松本町245番地　パレニューみやの101
破産者　稲葉　久人
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７０号
栃木県鹿沼市上殿町144番地２
破産者　高野　朋夫
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７４６号
さいたま市浦和区常盤10―20―29　北浦和イオン１階、商業登記簿上の本店所在地さいたま市北区盆栽町378番地２号サニーコート大宮盆栽町703号
破産者　有限会社フィールド・アーミー
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
千葉県富津市小久保1717番地９
破産者　久保　星光
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１６５号
札幌市厚別区厚別中央３条３丁目14番30号
破産者　株式会社丸貴工業
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４００号
神奈川県平塚市東八幡１丁目６番14号
破産者　有限会社向井工業所
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５５１号
愛知県北名古屋市鹿田永塚16番地２
破産者　株式会社アールフォーム
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７９号
京都府宇治市木幡赤塚32―５―１
破産者　特定非営利活動法人清和福祉会
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７号
東京都港区北青山３丁目６番７号
破産者　ｖｇｒｏｕｐ株式会社
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１３号
神奈川県横須賀市光の丘３番２号１
破産者　株式会社ＹＲＰ―ＩＯＴ
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第７０号
富山市山室42番地６、前住所富山市針原中町427番地
破産者　有限会社心和
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３８号
金沢市松村６丁目132番地、従前の本店所在地金沢市玉鉾２丁目502番地
破産者　株式会社ＥＲＤ
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３８号
岐阜県関市肥田瀬2790番地の２
破産者　中濃建設株式会社
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４７３号
岡山市北区十日市中町15番54号メゾネット十日市Ａ号室
破産者　大上　達也
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１３７５号
名古屋市昭和区御器所２丁目１番２号
破産者　有限会社北商
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２８号
神戸市中央区東雲通４丁目３番４号
破産者　タナカ薬品株式会社
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部